

報道各位

新潟市教育委員会事務局学校人事課

いじめ重大事態に関する教職員の懲戒処分について

同日発表のいじめ重大事態に関する教職員の懲戒処分について、下記のとおり公表いたします。

記

1 処分内容

被処分者

新潟市教育委員会 職員 60代 女性

処分の量定

減給 1/10 2月

非違行為の概要

当時校長として、いじめを早期発見するために学校として行うべき取組が十分でなかった。また、いじめ発生時に組織的に対応する仕組みを構築していなかった。

被処分者

市立小学校 教頭 40代 男性

処分の量定

減給 1/10 1月

非違行為の概要

当時教頭として、児童の学級内の様子で気になる点を把握していたが、担任に改善策などの具体的な指導をせず、組織的な対応につなげなかった。

被処分者

市立小学校 教諭 30代 男性

処分の量定

減給 1/10 1月

非違行為の概要

当時担任として、児童からのいじめの訴えに関して対応が不十分で、管理職への報告を行わず、組織的な対応につなげなかった。

2 処分年月日

令和7年5月20日

問合せ先

学校人事課 課長補佐 相馬 直子
直通電話 025(226)3234

※お問合せについては、本日、午後7時までにお問い合わせいたします。